

「暴力団排除条例」の一部改正案

1 「祭礼等における措置規定」の新設

祭礼等の主催者・運営者に対し、行事運営に暴力団、暴力団員を関与させない措置を講ずる努力をすることを規定 ⇒ 【努力義務・罰則なし】

2 「暴力団事務所の開設及び運営禁止規定」の新設

- (1) 保護対象施設の周囲200メートル以内の区域内での暴力団事務所開設・運営禁止
 - ① 保護対象施設に学校(大学を除く。)、図書館、博物館、公民館、児童福祉施設、家庭裁判所、保護観察所、少年鑑別所、少年院及び都市公園を規定
 - ② 違反者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- (2) 都市計画法に規定する区域内の暴力団事務所開設・運営禁止
 - ① 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及び商業地域を規定
⇒ 違反者には、「中止命令」
 - ② 中止命令に違反した者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

3 「暴力団事務所への青少年立ち入らせ禁止規定」の新設

- (1) 暴力団事務所に青少年を立ち入らせる行為の禁止
⇒ 違反者には、「中止命令」、「再発防止命令」
- (2) 命令に違反した者には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

4 「暴力団排除特別強化地域における禁止行為規定」の新設

- (1) 暴力団排除特別強化地域
 - 仙台市青葉区
国分町一丁目～三丁目、一番町一丁目～四丁目、立町、春日町、大町一丁目・二丁目、中央一丁目～四丁目、花京院一丁目
 - 仙台市宮城野区
榴岡一丁目・二丁目
 - その他公安委員会規則で定める地域
- (2) 特定営業者
風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、接客業務受託営業、飲食店営業、風俗案内業、客引き及びスカウト業を営む者
- (3) 暴力団排除特別強化地域における禁止行為
 - 特定営業者の禁止行為
用心棒の役務の提供を受ける行為及び用心棒料等の利益を供与する行為
 - 暴力団員の禁止行為
用心棒の役務の提供をする行為及び用心棒料等の利益の供与を受ける行為
- (4) 違反した暴力団員及び特定営業者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
⇒ 積極的な申告を促すため、特定営業者には、自首減免規定を適用

5 「立入等の調査規定」の新設

- (1) 都市計画法に規定する区域内の暴力団事務所開設・運営禁止規定に違反する行為及び暴力団事務所への青少年立ち入らせ禁止規定に違反する行為が行われた疑いがある場合における調査権限(建物への立入り、物件の検査、暴力団員等への質問)を規定 ⇒ 立入拒否、質問拒否及び虚偽答弁を禁止
- (2) 違反者には、20万円以下の罰金

6 「公安委員会の事務の委任規定」の新設

都市計画法に規定する区域内の暴力団事務所開設・運営禁止規定及び暴力団事務所への青少年立ち入らせ禁止規定による中止命令について、公安委員会の事務を警察署長に委任することを規定

7 「罰則・両罰規定」の新設

- (1) 暴力団事務所開設及び運営禁止規定、暴力団事務所への青少年立ち入らせ禁止規定、暴力団排除特別強化地域における禁止行為規定並びに立入等の調査規定について、違反者に対する罰則を規定
- (2) 法人の代表者、人の代理人等がその法人又は人の業務に関し、違反行為を行った場合には、行為者を罰するほか、法人又は人に対しても罰金刑を規定